

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年8月16日
事業者の氏名又は名称	伊予鉄タクシー株式会社(法人番号9500001000477)(代表者 芳野雅郎)
事業者の所在地	愛媛県松山市竹原2丁目3-15
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市竹原2丁目3-15
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、タクシー業務適正化特別措置法第13条
違反行為の概要	<p>令和5年6月14日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)</p> <p>(2)登録タクシー運転者証の表示をしていなかったこと(タクシー業務適正化特別措置法第13条)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年8月28日
事業者の氏名又は名称	株式会社三里ハイヤー(法人番号5490001009581)(代表者 中澤光則)
事業者の所在地	高知県高知市五台山4999番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市五台山4987-2、4999
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(107日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条
違反行為の概要	<p>令和5年6月5日及び同年同月13日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(4)事業用自動車に係る事故の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第26条の2)</p> <p>(5)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(8)自動車事故報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第29条)</p>
当該違反点数(営業所)	11点
違反点数(事業者)	11点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。